令和2年5月1日時点版

**新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対応チェックリスト（例）ver.1.1**

全国社会福祉法人経営者協議会

新型コロナウイルス感染症について、福祉施設・事業所での対策の参考としていただくため、**感染が発生した法人における対応のチェックリスト**をまとめました。

どの福祉施設・事業所でも感染が発生しないという保証はありません。施設の状況や利用者によっても対応が異なるため、それぞれの**福祉施設・事業所で感染が発生したと想定し、対応を考えておく**ことが重要です。

なお、これらの対応例の前提となる感染が発生した法人での対応や課題については、別添：参考資料をあわせてご参照ください。

※このチェックリストは、随時、更新することとしています。ご意見等は全国経営協事務局にご連絡ください。

❶　**利用者と職員の健康管理**

□　利用者と職員については、適宜、検温とともに、コロナ関連症状について報告、記録しているか。

□　職員が検温の結果、37.5℃以上であれば出勤を停止し、翌日以降を経過観察とし自宅待機とするなど、次の出勤までに一定の間隔を空けているか。

□　万一、感染が発生した場合に備えて、職員が各自で、日々の体調や行動歴を記録しているか。

**★危機管理では初期対応が重要であるが、健康管理（発熱、倦怠感、味覚・臭覚異常等）を行うことで、万一、感染が発生した場合、迅速な対応が可能となる。**

❷　**感染発生時のシミュレーション**

**（１）職員から、「新型コロナウイルスに感染の疑いがある」と報告を受けた場合**

　　□　保健所に連絡し、PCR検査の実施を依頼する手順を知っているか。

　　□　自治体への報告（職員の行動履歴を含む）の手順は決まっているか。

　　□　PCR検査が陰性の場合、職員の発熱など、健康状態を見て復帰時期を検討する

体制が決まっているか。

　　□　PCR検査が陽性の場合、保健所の指示に従うことを理解しているか。

**（２）職員から陽性者が発生した場合の体制**

（PCR検査陽性や濃厚接触者に該当するため、多くの職員が出勤できなくなる可能性がある）

□　夜勤スタッフの確保を含め、必要最低限の人数での非常時のシフトを考えているか。

　　□　法人内の別施設・事業所から応援できる職員がいるか。

　　□　法人内でも人手が足りない場合、自治体や医療機関などからの応援を調整して

いるか。

　　□　家族などへの感染拡大を防ぐため、支援スタッフの待機場所を確保しているか

（近隣で協力を得られる宿泊施設や施設内の家族室等で使える部屋があるか）。

**（３）利用者から感染が発生した場合**

　　□　隔離スペースの場所が決まっているか。

　　□　対応する職員が確保できているか。

　　□　防護服等の必要な備品が用意されているか。

**（４）施設内での食事提供ができない場合**

　　□　（自園調理の場合）お弁当などの食事を発注できるところがあるか。

　　□　（委託の場合）委託先から断られた場合、ほかに発注できるところがあるか。

　　□　レトルト食品や保存食の備えがあるか。

**（５）衛生用品の確保等**

　　□　マスク、消毒液等の在庫数を把握しているか。

　　□　在庫がなくなった場合、補充の方法や代用品の準備があるか。

　　□　施設・事業所内の消毒が必要になった場合に備え、専門の消毒業者の連絡先を

把握しているか。

　　□　防護服がある場合は、着脱の仕方を確認しているか。

**（６）連絡・情報公表の方法や手順**

　　□　発信先が整理されているか（家族、行政、保健所等）。

　　□　（特に保育や通所系サービス）感染発生時など、やむを得ず休園・サービス休止

する際の対応をあらかじめ利用者家族等に周知しているか。

　　□　発生時、利用者家族等に対し、連絡・報告する方法を決めているか。

　　□　社会に対して、公表すべき事項、コメント内容が一定、準備できているか。

**（７）風評被害への対処**

　　□　電話対応の基本方針や担当者、責任者等の体制を決めているか。

　　□　利用者や職員、家族が誹謗・中傷、心無い言動を受けた時、フォローできるか。

**（８）他法人との連携**

　　□　感染症への対応であることから、直接の人的な支援は難しい部分もあるが、物資の寄附や食事の提供など、他法人の協力を得る／協力することができるか。

❸　**対応方法等の周知・徹底**

　　□　上記の方針と対応について、福祉施設・事業所の職員等に周知し、理解が図られているか。

　　□　感染した（疑いがある）利用者や職員が復帰する場合のルール（経過観察期間等）について、医療関係機関、保健所等の助言などをもとに根拠をもって明確化されているか。

　　□　感染した（疑いがある）職員が復帰する場合のルールや対応等について相互理解が図られ、スムーズかつ安心して復帰できる環境となっているか。

□　法人本部の職員など、可能な範囲で出勤者を班分けし、万一、感染が発生した際も事業が継続できる体制をとっているか。

☑がつかない項目がある場合は、以下の資料などを参考に対応をご検討ください。

● 新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー及びチェックリスト（東京都医師会作成、東京都社協協力）<https://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei/news/2020-0414-1608-14.html>

● 高齢者・障害者施設施設における感染拡大防止の留意点（熊本市作成、リデルライトホーム撮影協力）

<https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=27722>

● 高齢者施設向け新型コロナ感染防止策（長崎大学病院作成、長崎県社協協力）

<http://www.mh.nagasaki-u.ac.jp/kouhou/topics/2020/3/3/index.html?fbclid=IwAR35y_eit5-exVHSchQN8QTeemBXNGA67FWRJ4dsR_eWc0_Ps9M9cy392-8>

別添：参考資料

**感染が発生した法人における対応の例**

（匿名性を担保するため、複数のケースを集約するとともに、一部加工しています）

**1．経過**

○月○日夕方、職員より新型コロナウイルス感染の報告を受ける。

翌日、保健所が福祉施設・事業所を訪れ、利用者や職員のPCR検査を行ったところ、他にも感染者がいることがわかった。

PCR検査の翌日から、感染症専門の医師と看護師が泊まり込みで経過観察。

福祉施設が個室中心であったことや、利用者の環境変化による負担を考慮し、入院加療を要する場合以外は、施設内で医療レッドゾーンをつくり、個室で点滴など治療を行うこととなった。職員は、看護師が防護服の着脱を見届けたうえで、支援を行っている。

　県が合同対策チームを立ち上げ、国・県・自治体の関係者などによる合同対策会議で対応を検討。

　施設職員の感染も発生しているため、運営支援として、自治体より職員（保健師、看護師、一般事務）を派遣。

　同一法人の別施設からも応援職員を派遣。

**２．課題**

**（１）支援スタッフ**

　感染した職員とともに、濃厚接触者も自宅待機となり、多くの職員が職場を離れなければいけない。特に夜勤をできる人がいない。

　通常のシフトは組める状況ではなく、早番・遅番・夜勤のように分けて、経過観察の期間が終わるまでをつないでいる。

　別施設から応援に入った職員は、当該施設での感染発生を受けて、自ら進んで協力してくれたが、応援職員の家族からは、なぜ危険な仕事をさせるのかとの声もあった。

**（２）支援スタッフの待機場所**

　派遣が終了した後の応援職員について、完全防御で支援にあたっていることから、医師や看護師からは、翌日から職場復帰してよいとのことだったが、身近な人からは、一定期間待機してほしいと言われた。待機場所がなかなか見つからず、施設の家族室やゲストハウス、職員宿舎を活用した。

**（３）風評被害**

・法人への苦情の電話に忙殺される（外を出歩くな、全員のPCR検査をしろ、等）

・感染が発生していない施設も含め、職員の家族がいわれのない差別的扱いを受ける

・弁当を発注していたが、感染を懸念し、搬入を断られる

　⇒近隣法人の協力を得て、近隣施設で弁当を預かり、そこで刻み食やアレルギーのチェックをして届けてもらっている。